

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成22年10月14日
秋田県人事委員会

◎ 勧告のポイント

昨年に続き、月例給、ボーナスともに引下げ ～ 年収では5.5万円減(△0.9%)

- ①月例給 中高年齢層の給料月額を引下げ改定。(改定率△0.25%)
具体的には、給料表等の引下げ改定と55歳を超える職員に係る減額支給措置を併せて実施。
- ②ボーナス 期末・勤勉手当を引下げ改定。(年間4.00月→3.90月。△0.10月。)
※ 年間支給月数が4月分を下回るのは、昭和38年以来、47年ぶり。

1 給与

(1) 改定の考え方

地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保等を考慮することを基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるとの認識に立ち、判断した。

(2) 改定の内容

① 給料表等

本年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を上回っていることから、人事院勧告に準じて次の改定等を併せて実施することにより、職員の月例給を引き下げて、この較差を解消することとする(改定率△0.25%)。

ア 給料表等の改定

中高年齢層に限定して給料表の引下げ改定を行う(平均改定率△0.1%)。ただし、医師に適用される医療職給料表(1)等については、引下げ改定を行わない。

また、給料表水準の引下げにあわせて、平成18年に行った給与構造の見直し(給料表水準の引下げ)に伴う経過措置額についても、引下げ改定を行う。

イ 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員に係る給料月額の支給額を一定率で減額する(△1%)。ただし、行政職5級相当以下の職員、医療職給料表(1)適用職員等を除く。

② 期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引き下げて、3.90月とする。

【改定後の支給月数】

一般職員	6月期	12月期
期末手当 2.55月	1.20月	1.35月(△0.1月)
勤勉手当 1.35月	0.675月	0.675月
計 3.90月(現行4.00月)	1.875月	2.025月(現行2.125月)

(3) 実施時期等

(2)の①及び②の改定は給与水準を引き下げる内容であることから、遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施する。ただし、年間給与で民間と均衡を図る観点から、4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を、12月に支給する期末手当で調整する。

(4) 時間外勤務手当

人事院勧告に準じて、月60時間の時間外勤務時間の積算基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施する。

(5) 給与に関するその他の課題

消防防災活動・警察活動のための回転翼航空機からの降下作業などに係る業務の実態や国及び他の地方公共団体の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って諸手当等の支給水準を改定する必要があるものについて、見直しを行う。

2 高齢期の雇用問題

職員の高齢期の雇用問題は重要な課題であることから、人事院の検討状況や国、他の都道府県等の動向に十分留意しながら、各任命権者等が連携して所要の検討を進める必要がある。

3 勤務環境の整備

(1) 時間外勤務の縮減等

職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス、労働意欲や活力の維持等の観点から、引き続き、時間外勤務の縮減や年次休暇を取得しやすい環境づくりに一層取り組む必要がある。

(2) 両立支援の推進

充実が図られた制度の内容の周知に努めるとともに、職員全体の意識啓発を図って、男性職員も育児に取り組みやすい職場環境づくりを更に推進する必要がある。

(3) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康を確保するため、管理職員は、職場の良好な人間関係の構築に努める必要がある。また、任命権者は、長期間職場を休んでいる職員が円滑に職場復帰できるよう、復帰前に試験的に出勤する制度の活用を推進するとともに、復帰後の相談体制の整備・充実を図るなど再発防止策を着実に実施していく必要がある。

(資料)

民間給与と職員給与との比較

(1) 月例給

民間給与 A	職員給与 B	公民較差 (A - B)
395,617円	396,602円	▲985円 (▲0.25%)

(2) 特別給

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.91月	4.00月	▲0.09月

(参考)

職員の年収 (平均年間給与)

	勧告前	勧告後	増減額
平均年間給与 (行政職)	6,202,960円	6,147,984円	▲54,976円